

今回は、在宅療養中に自宅で利用できる**介護保険サービス**について紹介します。利用するには以下の手順が必要です。

①申請

住民票のある市町の介護保険担当窓口で、**要介護認定申請**をする必要があります。本人・家族が窓口や郵送で申請できます。本人・家族による手続きが困難な場合は、市町の介護保険担当窓口にご相談下さい。



②認定調査・要介護認定

介護認定調査員による訪問調査の内容と主治医からの意見書を基に、医療・保健・福祉等の専門家で構成された**介護認定審査会**で要介護度を決定します。決定後、認定結果通知と介護度が記載された介護保険証が届きます。

③サービス利用の手続き

認定結果を基に、要支援 1、2の方は市町の地域包括支援センターに、要介護 1～5の方は依頼したい居宅介護支援事業所に連絡し、**ケアプラン（介護保険サービスの利用計画書）**を作成してもらいます。



ケアプランの作成は、ケアマネジャー（介護支援専門員）が行います。

ケアマネジャー（介護支援専門員）は、**居宅介護支援事業所**に所属し、**ケアプランの作成**や実際に**サービスを提供する事業所との調整**を行う専門職です。ご自宅に訪問し、ご本人、ご家族が今後どのように暮らしたいかをお聞きした上で利用するサービスの種類や利用回数などを決定し、利用にかかる費用などの説明も行います。



サービス利用開始後も、定期的に利用者宅を訪問します。サービスの提供状況やご本人の健康状態、家族がサービスに満足しているかなどを聞き取り、ご相談内容やお体の変化に合わせ、ケアプランの見直しやサービスの再調整も行います。

※ケアプランの作成費用は全額介護保険でまかなわれるため、自己負担はありません。

裏面もご覧ください

訪問系介護サービス（自宅に訪問してもらい利用するサービス）

サービス利用の際は、ご本人の介護保険の負担割合や要介護度に応じ、**1～3割の自己負担額**を支払います。

訪問介護

ホームヘルパーが決められた時間に自宅を訪問し、**身体介護**や**生活援助**を行います。

身体介護でできること

食事摂取・入浴(自宅の風呂での介助)・おむつ交換・排泄・着替えの介助など

生活援助でできること

調理・洗濯・掃除・買い物など
本人の生活維持に必要な家事



重要! 同居家族がいる場合、生活援助は利用できません。(特別な場合を除く)

訪問入浴介護

自宅の浴槽での入浴が**困難**になった人向けのサービスです。

サービス事業所が簡易浴槽を持参して訪問し、入浴介助を行います。ヘルパーと共に看護師も訪問し、入浴前に血圧などの体調確認を行った上で、入浴介助を行います。



その他

医療系サービスの『訪問看護』『訪問リハビリ』は、通院が困難な方で医師が必要性を認めた場合、介護保険でも利用できます。

また、通院困難な方を対象に医師・看護師・薬剤師・歯科衛生士などの専門職が自宅を訪問し、療養上の指導や健康管理等を行う『**居宅療養管理指導**』

(医療行為は含まない)も利用できます。



 サービス利用には、利用者本人が家族以外の人との交流が得られる、家族が専門職に介護に関する相談ができるという利点もあります。



地域包括支援センター 各市町に設置されている介護・医療・保健・福祉などの側面から高齢者を支える「総合相談窓口」です。ご相談に対し、専門知識を持った職員が対応してくれます。

・ 下田市地域包括支援センター	☎0558-36-4146	月～金 8:30～17:15	下田市役所市民保健課内
・ 東伊豆町地域包括支援センター	☎0557-95-1106	月～金 8:30～17:15	東伊豆町役場健康づくり課内
・ 河津町地域包括支援センター	☎0558-34-1938	月～金 8:15～17:00	河津町保健福祉センター内
・ 南伊豆町地域包括支援センター	☎0558-36-3335	月～金 8:30～17:15	南伊豆町健康福祉センター内
・ 松崎町地域包括支援センター	☎0558-42-3966	月～金 8:15～17:00	松崎町役場健康福祉課内
・ 地域包括支援センターにしいず	☎0558-52-3030	月～金 8:15～17:00	西伊豆町福祉センター内

※土日・祝日・年末年始(12/29～1/3)除く

●このチラシに関する問い合わせ先
賀茂地区在宅医療・介護
連携推進支援センター
☎0558-25-3535

